

労務管理セミナー開催のご案内

主催 一般社団法人長崎県労働基準協会

働き方改革関連法が昨年7月6日に公布され、本年4月からは時間外労働の上限規制等を内容とする改正労働基準法等が、再来年4月からは同一労働同一賃金の実現等を内容とするパート・有期労働法が施行される運びとなっています。今回の労務管理セミナーは、労働法の大改正となる働き方改革関連法の周知・啓発活動の一環として長崎労働局のご協力を頂き開催致します。

関連して、全国労働基準関係団体連合会が実施している『勤務間インターバル制度解説セミナー』と併催をし、その具体的な内容の解説により理解を深めることと致しました。時宜を捉えた内容ですので、是非ご参加下さいますようご案内申し上げます

○とき : 平成31年1月29日(火) 13:30~15:40

○ところ : ホテル セントヒル長崎
長崎市筑後町4-10 TEL 095-822-2251

○内容 : ①長崎県働き方改革推進支援センターの活用について
②働き方改革(労働時間法制の見直し等)について
③勤務間インターバル制度の解説

○講師 : ①長崎県働き方改革推進支援センター
②長崎労働局労働基準部監督課専門官
③(公社)全国労働基準関係団体連合会セミナー講師

○参加費 : 無料

※1月21日(月)までに、申込書によりファックスでお申込み下さい。定員50名になり次第、締め切らせていただきます。

セミナー参加申込書

(一社)長崎県労働基準協会 電話 095-849-2450 FAX 095-849-2458

No	参加者氏名	役職名	事業場名	
			所在地	〒 -
			電話番号	() -
			FAX	() -